

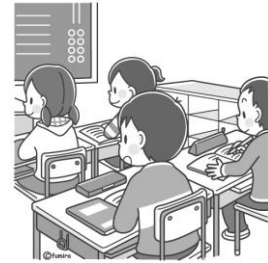
就学援助制度についてのお知らせ

韮崎市では、経済的な理由でお子さんに義務教育を受けさせることが困難なご家庭に学用品・給食費など学校にかかる経費の一部の援助行っております。

希望される方は、学校にご相談ください。

1 援助を受けられる世帯

- (1) 要保護世帯 生活保護法に基づく保護費の受給者
- (2) 準要保護世帯 生活保護世帯に準じる程度に経済的に困窮している世帯
 - ア 生活保護が停止又は廃止された方
 - イ 市町村民税が非課税の方
 - ウ 市町村民税・個人事業税・固定資産税の減免措置を受けている方
 - エ 国民年金保険料の減免措置を受けている方
 - オ 国民健康保険料の減免措置を受けている又は徴収猶予されている方
 - カ 児童扶養手当を受給されている方（児童手当とは異なります）
 - キ 生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている方



2 援助の内容 【年2回払い 10月（前期支払）・3月（後期支払）】

学用品費・校外活動費・新入学生学用品費・修学旅行費・通学費・医療費（う歯、その他特定の病気）・学校給食費

※韮崎市では、小・中学校へ入学するお子さまの保護者で、就学援助の支給要件に該当すると認定された方に対し、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。就学通知書に申請書を同封させていただきますので、希望する方は提出をしてください。

※住所が市外の方については、一部支給されない項目がありますので、住所地の教育委員会にも支給対象外項目について支給されたい場合には申請が必要になります。

※通学費は片道小学校4km以上・中学校6km以上の場合で、定期券の写しの添付が必要になります。ただし、回数券は対象となりません。

※要保護・準要保護の区分や学年により援助の内容や金額は異なります。